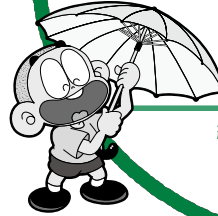


2021.6.15 発行

暮らしの情報



編集 / 都城市総合政策部
秘書広報課
都城市姫城町 6-21
☎ 23-3174

募集

市営住宅入居者

6月定期募集で申し込みがなかった住宅の入居者を募集します。詳しくは、6月28日(月)以降に住宅施設課や各総合支所または、市ホームページで確認ください。

ご注意ください

新型コロナウイルス感染防止
今後開催予定の催しや講座などは、中止または延期となる可能性があります。参加予定の人は、主催者に開催の有無を必ずご確認ください。

● **申込日時** 7月1日(木) 8時45分～9時

※以降、随時受け付け

● **申請** 住宅施設課 ☎23-3105
各総合支所産業建設課

放送大学10月入学生

放送大学は、テレビ放送やインターネットを利用して、心理学や福祉、経済、歴史、文学、情報、自然科学などを学ぶ通信制の大学です。現在、10月入学の学生を募集しています。詳しい資料を無料で送付しますので、問い合わせください。



● **対象** 働きながら大学で学びたい人や学ぶことを楽しみたい人など、幅広い世代の人

● **費用** 1科目当たり1万1千円
※入学金が別途必要

● 出願期間

第1回…8月31日(火)

第2回…9月1日(水)～14日(火)

※インターネットでの出願も受け付けています

● **申請** 放送大学宮崎学習センター
☎0982-153-1893



催し

高等教育機関トークセッション ライブ配信

市内・三股町内にある大学や専門学校全10校が、各学校の特色紹介や個別質問に応じるトークセッションを開催します。オンライン会議システムZoomによるライブ配信のため、自宅からでも自由に参加できます。

● **日時** 7月4日(日) 10時～16時

● **対象** 中学生、高校生、保護者、社会人

※参加方法など詳しくは、市ホームページを確認
ください

● **問** 総合政策課 ☎23-7161



講座・教室

南九州大学公開講座

簡単にリアルな生き物の折り紙

動物や花、虫、恐竜などの生き物を折り紙で作ります。

● **日時** 7月10日(土) 13時～15時

● **場所** 南九州大学都城キャンパス

● **対象** 市民

● **定員** 30人 ※申し込み順

● **費用** 100円

● **申請** 件名「南九州大学公開講座」、住所、氏名(ふりがな)、電話番号を明記し、ファクスまたはメールで

南九州大学企画制作課

☎0120-3739-20

FAX0985-83-3436

koho@nankyudai.ac.jp

陶芸工房「幸の陶」陶芸教室

● **場所** 陶芸工房「幸の陶」

● **季節陶芸 夏休み親子陶芸教室**

● **日時** 7月1日(木)～31日(土)

①10時～、②13時～
(毎週水曜日除く)

● **定員** 各10組 ※要申し込み

● **費用** 1,200円

● **申請** 陶芸工房「幸の陶」

☎58-6150

初期・中期向け

離乳食教室(無料)

● **日時** 7月20日(火)

10時～11時30分

● **場所** 都城市保健センター

※要申し込み。母子健康手帳やエプロンなどを持参

● **申請** 都城市保健センター

☎36-5661



講座・教室

都城島津邸歴史講座(全5回)

「展示が伝える歴史と文化」をテーマに、都城島津邸学芸員による講座を行います。



- 日時 7月24日(土)、8月28日(土)、9月25日(土)、10月23日(土)、11月27日(土) 13時30分～15時
- 場所 都城島津伝承館
- 定員 10人
- ※応募多数の場合は抽選
- 費用 千円(資料代)
- 申請 7月16日(金)までに電話またはファクスで都城島津邸 ☎23-2116 FAX36-4019

都城高専教養講座

素粒子で宇宙を探る

- 日時 7月30日(金) 18時30分～21時
- 場所 都城高専図書館
- 定員 15人 ※申し込み順
- 費用 500円
- 申請 講座名、住所、氏名(ふりがな)、性別、年齢、電話番号、メールアドレス(任意)を明記し、6月

17日(木)の9時～7月8日(木)(必着)までにはがき、ファクスまたはメールで都城高専(〒885-8567 吉尾町473-1) ☎47-1306 FAX38-1508 kikaku@jinniyakonojo-nct.ac.jp ※電話での申し込みはできません



就業支援無料講習会

調理師試験準備講習(全2回)

- 日時 8月21日(土)・22日(日) 9時～16時20分
- 場所 県総合保健センター(宮崎市霧島一丁目1-2)
- 対象 次の全てを満たす人
 - ・市内在住のひとり親世帯の母親や父親、もしくは寡婦
 - ・調理実務経験が2年以上かつ、調理師試験を受験予定
- ・講習会の全日程を受講できる
- 定員 30人 ※申し込み順
- その他 別途、テキスト代あり

●申請 県母子寡婦福祉連

合会ホームページで入手できる申込書に必要書類を添えて、7月30日(金)までに県母子寡婦福祉連(〒880-0007 宮崎市原町2-22)へ郵送または持



参 ☎0985-22-4696

下水道排水設備工事責任技術者共通試験

- 日時 11月7日(日) 14時～16時
- 場所 J・A・Z・Mホール本館(宮崎市霧島一丁目1-1)
- 受験料 6千円 ※要申し込み
- 申請 7月1日(木)から上下水道局下水道課で配布する申込書に記入し、7月19日(月)～30日(金)までに下水道課 ☎23-5921

相談

調停委員による調停相談(無料)

身近なトラブルについて、話し合いにより解決を目指す調停制度の普及などを目的に、民事調停委員や家事調停委員が調停手続きの相談に応じます。



- 日時 7月11日(日) 10時～15時
- 場所 総合文化ホール
- 内容 夫婦関係などのトラブルや借金問題など、裁判所の調停手続きに関する相談 ※申し込み不要
- 問 都城地区調停協会 ☎23-4131

お知らせ

農地利用状況調査を実施します

遊休農地や違反転用の実態把握のため、7月上旬から調査を実施します。農地に立ち入る場合がありますので、理解と協力をお願いします。

●問 農業委員会事務局 ☎23-7868

各総合支所産業建設課

市長の資産などの公開

「都城市政治倫理の確立のための市長の資産等の公開に関する条例」の規定に基づき、市長の資産などの報告書を閲覧できます。

- 閲覧開始日 6月30日(水)
- 閲覧日 月～金曜日の9時～17時 ※12時～13時と祝日、年末年始の日を除く
- 場所 総務課(市役所本館3階)
- 内容
 - ・令和2年12月31日現在、同年中に新たに取得した資産など
 - ・令和2年分の所得および令和2年中に贈与により取得した財産
 - ・令和3年4月1日現在、報酬を得て役員に就任している会社など
- 問 総務課 ☎23-2510

公用車の売却

●車種・年式・走行距離

UDトラックス 大型貨物自動車
(焼却灰運搬用トラックローラー車)

平成25年式 172、456^キロ (令和3年3月18日時点)
※車検の有効期間満了日・令和3年12月2日

●入札期間 7月7日(水)～20日(火)

●開札日 7月21日(水)

※入札参加資格や入札方法など詳しくは、市ホームページを確認ください



●**申請** 環境施設課クリーンセンター
担当 ☎45-6678

介護保険サービス利用の新規・更新申請手続き

〔社会福祉法人等利用者負担軽減申請〕

●**対象経費** 市に申し出のあった社会福祉法人などが行う介護福祉施設サービスの利用者負担額や居住費(滞在費・宿泊費)および食費

●**対象** 市民税非課税世帯で、収入や預貯金、資産、扶養親族の有無など全ての要件を満たす人のうち、生計困難と市が認める人または、生活保護受給者など

●**手続きに必要なもの**

●社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書

●申請者および世帯全員の前年中の収入が確認できる書類(源泉徴収票や年金支払通知書、その他収入を証明する書類)

●申請者および世帯全員の令和2年1月から記帳されている預貯金の通帳(定期預金などを含む)

●申請者の健康保険証
●生活保護受給証明書(生活保護受給者のみ)

※申請者または代理申請者の印鑑は不要

●**その他** 前年度の社会福祉法人等利用者負担軽減確認証を持っている人は、7月1日(木)～30日(金)の期間に更新手続きが必要です。なお、令和3年度の課税状況などを判断して認定するため、前年度の認定内容と変更になる場合があります

〔介護保険負担限度額認定申請〕

●**対象経費** 介護保険施設(シヨーステイを含む特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設)の居住費(滞在費)および食費

●**対象** 市民税非課税世帯(世帯分離している配偶者も含む)

※所得段階により預貯金などの資産要件が異なります(法改正により、令和3年度の判定に変更あり)

●**手続きに必要なもの**

●介護保険負担限度額認定申請書
●申請者および配偶者の資産などの写し(定期預金などを含む預貯金の通帳、有価証券、借用証書など)

●申請者および代理申請者の身分証明書(写真付きは1点、写真無しは2点)

※申請者または代理申請者の印鑑は不要

●**その他** 前年度の介護保険負担限度額認定証を持っている人は、7月1日(木)～30日(金)の期間に更新手続きが必要です。なお、令和3年度の課税状況や介護保険法の改正により条件が一部変わるため、前年度の認定内容と変更になる場合があります

※詳しくは、市ホームページを確認ください

●**申請** 介護保険課(オレンジ7番窓口) ☎23-2114 各総合支所
市民生活課



住宅の省エネ・耐震・バリアフリー改修・長期優良住宅化による固定資産税の減額制度

既存の住宅の省エネ・耐震・バリアフリー改修・長期優良住宅化の工事を行った場合、翌年度分のみ固定資産税を工事種別に応じて減額しま

す。なお、補助金などを除く50万円以上の改修費用が対象です。

●**対象・床面積・家屋の要件**

省エネ改修
1戸当たり50平方メートル以上120平方メートル未満
平成20年1月1日以前から建つ住宅

耐震改修
1戸当たり120平方メートル未満
昭和57年1月1日以前から建つ住宅

バリアフリー改修
1戸当たり50平方メートル以上100平方メートル未満
新築された日から10年以上経過した住宅で、65歳以上の人や要介護・要支援認定者、障がい者が居住する住宅

長期優良住宅化
1戸当たり50平方メートル以上120平方メートル未満
店舗等併用住宅の場合、床面積の2分の1以上が居住用の住宅

※耐震改修を除き、賃貸住宅は対象外

●**申告方法** 改修後3カ月以内に、領収書や改修工事前後の写真などの必要書類を、資産税課(紫色10番窓口)で配布する申請書に添えて提出
※改修内容により添付書類などが異なるため、詳しくは着工前に問い合わせください

●**申請** 資産税課 ☎23-2114





お知らせ

中心市街地再生プラン事業費補助金

中心市街地の特定地域内で、一定の要件を満たす空き店舗などを活用して事業を行う個人や企業、空き店舗の所有者に改装費用などを補助します。対象となる地域や補助額、要件など詳しくは、市ホームページを確認してください。



※予算額に達し次第、受け付けを終了します。申請予定の人は必ず事前に連絡ください

【空き店舗リフォーム事業】

空き店舗の所有者などが、リフォームを行う場合の費用の一部を補助します。

●対象地域・補助額

| | |
|--------|----------------------|
| 重点エリア | 対象経費の2分の1以内(上限300万円) |
| 最重点エリア | 対象経費の3分の2以内(上限500万円) |

【リノベーションまちづくり事業】

小売や飲食、サービス業などを営む、または営もうとする個人や企業が、要件を満たす空き店舗をリノベーションして事業を行う場合の費用の一部を補助します。

●対象地域・補助額

| | |
|--------|----------------------|
| 重点エリア | 対象経費の2分の1以内(上限300万円) |
| 最重点エリア | 対象経費の3分の2以内(上限500万円) |

【空き店舗等解体事業】

空き店舗の所有者などが、老朽化した空き店舗を解体、または解体後、新たに店舗を建築する場合、解体費用の一部を補助します。

●対象地域・補助額

①老朽化した店舗を解体する場合

| | |
|-------|----------------------|
| 重点エリア | 対象経費の3分の2以内(上限300万円) |
| 重点エリア | 対象経費の2分の1以内(上限200万円) |

②①かつ同敷地内に新たに店舗を建築する場合

| | |
|--------|----------------------|
| 重点エリア | 対象経費の3分の2以内(上限300万円) |
| 最重点エリア | 対象経費の5分の4以内(上限500万円) |

【商業施設等整備事業】

空き地や駐車場などの低未利用地を活用し、仮設または常設の施設を整備する場合、施設整備費用の一部を補助します。

●対象地域・補助額

| | |
|--------|---|
| 重点エリア | 対象経費の2分の1以内(1テナント当たり上限300万円、1坪当たり上限30万円)※複数のテナントを整備する場合は限度額は1,800万円 |
| 最重点エリア | 対象経費の2分の1以内(1テナント当たり上限500万円、1坪当たり上限50万円)※複数のテナントを整備する場合は限度額は3千万円 |

申請 商工政策課 ☎23-2983

はかりの検査

登録計量士の巡回検査に合格すると、県の検査は免除されます。計量士の検査は、県が行う定期検査の実施日前日まで受けられます。

●登録計量士

| | |
|------------|-----------|
| 西川健一(平江町) | ☎24-8460 |
| 外山響(平江町) | |
| 辻村雄一(松元町) | ☎22-11071 |
| 辻村雄太郎(松元町) | |

●県の定期検査日時・場所

| | |
|-----------------|---------|
| 7/2(金) 10時~15時 | 高城総合支所 |
| 7/7(水) 10時~15時 | 山之口総合支所 |
| 7/9(金) 10時~15時 | 高崎総合支所 |
| 7/12(月) 10時~15時 | 山田体育館 |

●検査区域 各総合支所管内

問 宮崎県計量検定所
☎0985-5812929

緑の募金

市では、私たちの生活で大切な役割を果たしている緑資源を守り、育てるため、「緑の募金」活動を行っています。



寄せられた募金は、市内の各地域や団体などが実施する緑化事業、みどりの少年団活動支援などに活用されます。各地域の活動やイベントで、募金活動に協力ください。

問 都城市みどり推進会議事務局(森林保全課内) ☎23-2152

まちづくりへの提言

市では、行政運営の長期的・総合的な指針となる第2次都城市総合計画を策定し、まちづくりに取り組んでいます。今回、同計画の総合戦略の見直しに当たり、市民の皆さんからの意見を募集します。

※詳しくは、市ホームページを確認ください



問 総合政策課 ☎23-7161

中心市街地居住推進事業費補助金

中心市街地の特定地域内で、一定の要件を満たすマンションをはじめ、共同住宅などを新たに整備する事業者などに対し、費用の一部を補助します。対象となる地域や補助額、要件など詳しくは、市ホームページを確認ください。



※予算額に達し次第、受け付けを終了します。申請予定の人は必ず事前に連絡ください

【共同住宅等整備促進事業】

新たに分譲または賃貸の共同住宅などを整備する場合、居住部分の建設にかかる費用の一部を補助します。

●対象地域・補助額

| | | | | |
|---------------------------|--|---|--|---------------------------|
| ①分譲用で住戸専用面積が60平方メートル以上の場合 | 最重点エリア 1戸当たりの限度額 200万円、1棟当たりの限度額 5千万円 | 重点エリア 1戸当たりの限度額 150万円、1棟当たりの限度額 3千万円 | 支援対象エリア 1戸当たりの限度額 100万円、1棟当たりの限度額 1,500万円 | ②分譲用で住戸専用面積が30平方メートル以上の場合 |
|---------------------------|--|---|--|---------------------------|

| | | | | | | | | | | |
|--|--|---|---------------------------|--|--|---|---------------------------|---|---|---|
| 最重点エリア 1戸当たりの限度額 100万円、1棟当たりの限度額 5千万円 | 重点エリア 1戸当たりの限度額 75万円、1棟当たりの限度額 3千万円 | 支援対象エリア 1戸当たりの限度額 50万円、1棟当たりの限度額 1,500万円 | ③賃貸用で住戸専用面積が60平方メートル以上の場合 | 最重点エリア 1戸当たりの限度額 150万円、1棟当たりの限度額 3千万円 | 重点エリア 1戸当たりの限度額 100万円、1棟当たりの限度額 1,500万円 | 支援対象エリア 1戸当たりの限度額 75万円、1棟当たりの限度額 800万円 | ④賃貸用で住戸専用面積が30平方メートル以上の場合 | 最重点エリア 1戸当たりの限度額 75万円、1棟当たりの限度額 3千万円 | 重点エリア 1戸当たりの限度額 50万円、1棟当たりの限度額 1,500万円 | 支援対象エリア 1戸当たりの限度額 33万円、1棟当たりの限度額 800万円 |
|--|--|---|---------------------------|--|--|---|---------------------------|---|---|---|

【共同住宅等整備促進解体事業】

新たな分譲または賃貸の共同住宅などの整備に必要な用地確保のため、既存の建物などを解体する費用の一部を補助します。

●対象地域・補助額

| | | |
|-----------------------------------|----------------------------------|------------------------------------|
| 最重点エリア 対象経費の5分の4 以内(上限3千万円) | 重点エリア 対象経費の3分の2 以内(上限2千万円) | 支援対象エリア 対象経費の2分の1 以内(上限1千万円) |
|-----------------------------------|----------------------------------|------------------------------------|

【共同住宅等リノベーション促進事業】

既存の共同住宅などで単身向けの住戸を世帯向けの住戸として、分譲または賃貸用にリノベーションするために要する費用の一部を補助します。

●対象地域・補助額

| | | |
|--|---|---|
| 最重点エリア 対象経費の5分の4 以内(1戸当たり 160万円、1棟 当たり上限3、 500万円) | 重点エリア 対象経費の3分の2 以内(1戸当たり 130万円、1棟 当たり上限2千 万) | 支援対象エリア 対象経費の2分の1 以内(1戸当たり 100万円、1棟 当たり上限1千 万) |
|--|---|---|

サマージャンボ宝くじ

サマージャンボミニの発売

宝くじの収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに使われています。購入する場合は、地元の販売所で購入しましょう。

●発売期間

7月13日(火)～8月13日(金)

●抽選日

8月25日(水)

問 財政課

☎ 23-2113

**7月1日(水)～7日(水)
全国安全週間**

「持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場」をスローガンに、産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、安全意識の高揚と安全活動の定着を図るため、全国安全週間を展開します。

それぞれの職場で、労働災害防止の重要性の認識をさらに深め、新型コロナウイルス感染症に留意し、自主的な安全活動を着実に実行しましょう。



問 宮崎労働局健康安全課

☎ 0985-3818835

申問 商工政策課 ☎ 23-12983



お知らせ

産前産後期間の国民年金保険料が免除されます

国民年金第1号被保険者が出産をした際、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除されます。出産予定日の6カ月前から届け出ができます。



- **対象** 国民年金第1号被保険者で、出産日が平成31年2月1日以降の人
- **免除期間** 出産予定日、または出産日が属する月の前月から4カ月間
- **申請** 保険年金課（黄色窓口）

☎ 23-2629

スズメバチに注意！

初夏から秋にかけて、スズメバチの活動が活発になります。スズメバチを見つけたら、近くに巣がある可能性があります。その場からすぐに離れましょう。振動を与える、巣の前を急いで横切るなどの急激な動作は避けましょう。



また、山などに掛ける際は、肌の露出を控え、スズメバチが向かってくる黒色の物は身に着けないようにしましょう。匂いにも反応するので、香水や整髪料などは控えましょう。

※市では、私有地のハチの巣駆除は行っていません。土地の所有者または管理者が、専門業者に駆除を依頼してください

問 環境政策課 ☎ 23-2130

切れた電線に近づいたり、触れたりするのは大変危険です！

台風時は、強風による飛来物や倒木などにより電線が切断されることがあります。切れた電線は、触れると感電する恐れがあるため、発見した場合は近づかず、すぐに最寄りの九州電力送配電線に連絡ください。

なお、九州電力送配電線では、停電情報などをメールで通知する便利なサービスを行っています。詳しくは、ホームページを確認ください。

問 九州電力送配電線都配電事業所 ☎ 0120-9861963



新型コロナ緊急対策

営業時間短縮要請に伴う協力金を支給します

宮崎県は、都城・北諸県圏域において、新型コロナウイルス感染症の感染者数が急増している状況を総合的に判断し、5月20日(休)、都城・北諸県圏域の飲食店等(宅配・テイクアウト専門店並びにイートインスペースを有するスーパーやコンビニなどの小売店は除く)に対し、営業時間短縮を要請しました。本市では、この要請に協力いただいた事業者に対し、県と連携して**営業時間短縮要請協力金**を支給します。

- **対象** 食品衛生法の営業許可を受け、ガイドラインを遵守している飲食店等(宅配・テイクアウト専門店並びにイートインスペースを有するスーパーやコンビニなどの小売店は除く)
- **要請内容**
 - ・20時以降に営業を行っている店舗は、20時から翌日5時までの営業を行わないこと
 - ・酒類を提供している店舗は、酒類の提供を11時から19時までとすること
- **協力金の支給対象期間** 5月23日(日)から6月3日(休)まで(12日間)
- **協力金額** 売上規模別に店舗単位で支給
※5月23日(日)から6月3日(休)までの12日間全ての期間で営業時間短縮を行った店舗単位で支給
- **申請方法** **郵送による申請のみ**で、**7月30日(金)(必着)**までに都城市中小事業者支援センター(〒885-8555 姫城町6-21 市役所商工政策課内)
※申請条件や申請書類配布場所など詳しくは、市ホームページなどでお知らせします。



問 都城市中小事業者支援センター ☎ 23-8074

**新型コロナウイルス感染症
に関するお知らせ**

発熱などの症状があるときは

発熱や咳、倦怠感など気になる症状があるときは、まずは、かかりつけ医など身近な医療機関に電話で相談ください。

相談する医療機関が分からない場合は、県の「新型コロナウイルス感染症受診・相談センター」に連絡ください。

問 新型コロナウイルス感染症受診・相談センター（24時間対応）
☎ 0985-178-5670

聴覚に障がいのある人や音声での相談に不安がある人
FAX 0985-44-2616

マスク着用のお願い

市役所や公共施設など人が集まる場所や、スーパーやコンビニなど不特定多数の人が利用する施設では、マスクの着用をお願いします。やむを得ずマスクを外すときには、人ごみを避け人との間隔を2m以上確保しましょう。

なお、2歳未満の子どものマスク着用については、窒息の恐れがあるため、使用しないでください。

問 健康課 ☎ 23-2765

差別や偏見をなくしましょう

市内での新型コロナウイルス感染者の確認に伴い、根拠のないうわさ話やデマがまん延したり、インターネット上で個人や家族などの情報がさらされたりするなど、個人や企業への誹謗中傷が見受けられます。

感染者や濃厚接触者、医療従事者などに対する誤解や偏見に基づく差別は許されません。苦しいときこそ、思いやりのある心を持って対応しましょう。

問 健康課 ☎ 23-2765

**会食時は、少人数・短時間を
守りましょう！**

新型コロナウイルスの感染リスク

を下げるため、会食の際は次のことを守りましょう。

- 3つの密を避ける
- 大人数や長時間、大声をやめる
- 座席の間隔を空ける
- 一人一人小皿に盛り付ける
- 手指消毒を行う

• 感染防止ガイドラインを遵守した店を選ぶ など

問 健康課 ☎ 23-2765

**新型コロナウイルス感染症に
便乗した詐欺に注意ください**

給付金や還付金の手続きを装った不審電話などがあつた場合、警察または近くの消費生活センターに相談ください。

- 警察相談専用電話 #9110
- 都城市消費生活センター
☎ 23-7154
- 都城警察署 ☎ 24-0110

ワクチン接種詐欺に注意ください

ワクチン接種に際して、電話で口座情報を聞いたり、ATM操作をお願いしたりすることはありません。不審電話などがあつた場合、新型コロナウイルス詐欺消費者ホットラインに相談ください。

問 新型コロナウイルス詐欺消費者ホットライン
☎ 0120-797-188

休日急病診療機関

●診療時間 9:00~18:00

※歯科は 17:00 まで

◎みやざき医療ナビも利用ください



みやざき医療ナビ

| 月日 | 医療機関名 | 電話番号 |
|-------------|-----------------------|---------|
| 7/4 (日) | 山内小児科医院 | 22-0048 |
| | 瀬ノ口医院(内・消) | 25-5155 |
| | 隅病院(内・胃) | 62-1100 |
| | とまり内科外科胃腸科医院 | 52-1135 |
| | きたむら皮膚科クリニック(皮・アレルギー) | 38-7300 |
| | 西浦医院(耳鼻) | 22-0715 |
| | もちなが歯科医院 | 51-5400 |
| 7/11 (日) | 畠中小児科医院 | 52-6000 |
| | 藤元上町病院(内) | 23-4000 |
| | いづみ内科医院 | 22-7111 |
| | メディカルシティ 東部病院(外) | 22-2240 |
| | 橋病院(整) | 23-7236 |
| | 丸田病院(産・婦) | 23-7060 |
| | トキワ歯科医院 | 36-0551 |
| 7/18 (日) | 児玉小児科 | 25-5570 |
| | 坂元医院(内・胃) | 22-0360 |
| | 坂田医院(内・消・胃) | 51-2003 |
| | たかお浜田医院(外・内) | 22-8818 |
| | なかむら整形外科クリニック(整) | 36-5333 |
| | やの耳鼻咽喉科 | 27-5222 |
| | 安富歯科医院 | 22-4118 |

※診療機関は変更することがあります

詳しくは、テレホンサービス(医師会 ☎ 23-5555、歯科医師会 ☎ 25-4100) で確認ください

●休日当番薬局

| | |
|---------|-------------------------------------|
| 7/4(日) | 姫城、大光、ケーアイ吉尾 |
| 7/11(日) | ひばり、ひまわり都城上町、サクラ、オレンジ、エイト |
| 7/18(日) | はなぐり、かじや牟田町、ひかり、そうごうたかお、アンジュ、ケーアイ都城 |

新型コロナウイルスワクチン

64歳以下の
都城市民の皆さんへ

基礎疾患を有する人は、
かかりつけ医療機関に相談ください。

基礎疾患を有する人は、高齢者の次に、ワクチンを受けることができます。
基礎疾患を有する64歳以下の人から届出があった場合、優先して接種券を送付します。
(接種券の発送は、7月上旬を予定しています。)

◆対象者

(1)以下の病気や状態の人で、通院または入院している人

- 慢性の呼吸器の病気
- 慢性の心臓病(高血圧を含む。)
- 慢性の腎臓病
- 慢性の肝臓病(肝硬変など)
- 染色体異常
- 睡眠時無呼吸症候群
- インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病または他の病気を併発している糖尿病
- 血液の病気(ただし、鉄欠乏性貧血を除く。)
- 免疫の機能が低下する病気(治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む。)
- ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
- 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
- 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態(呼吸障害など)
- 重症心身障害(重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態)
- 重い精神疾患(精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、または自立支援医療(精神通院医療)で「重度かつ継続」に該当する場合)や知的障害(療育手帳を所持している場合)

(2)基準(BMI30以上)を満たす肥満の人 ※ BMI=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)

◆届出方法

原則として、かかりつけ医療機関を通じて、市へ届出を行います。

かかりつけ医療機関がない場合に限り、ウェブまたは郵送での届出を受け付けます。

ウェブ

市ホームページから届出

郵送

市役所や各総合支所窓口、公共施設に設置している届出書に必要事項を記載して郵送ください。



都城市 コロナ 基礎疾患 検索

【宛先】〒885-8555 都城市姫城町6街区21号
都城市健康課 新型コロナウイルスワクチン接種対策室